

広島県告示第四百三十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第四十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。

平成二十二年五月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|-----------------|--------------------------|-------------|
| 公立くい病院 | 三原市久井町江木五〇番一 | 平成二十二年四月一日 |
| 府中メンタルクリニック | F 安芸郡府中町大通二丁目八番二 三 | 平成二十二年四月一日 |
| 呉駅前歯科・矯正歯科クリニック | 呉市西中央一丁目六番二号 西村ビル D三F | 平成二十二年四月一日 |
| 生熊歯科 | 庄原市東城町川東一四三五番三 | 平成二十二年四月一日 |
| 谷崎歯科クリニック | 安芸郡府中町本町四丁目五番三七号 | 平成二十二年四月一日 |
| 小泉薬局 | 呉市本町一三番一八号 | 平成二十二年三月一日 |
| フタバ漢方薬局 | 東広島市八本松町飯田二〇〇六番地 | 平成二十二年三月一八日 |